

宮崎市 Z E B 可能性調査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市における脱炭素先行地域づくり事業を推進するとともに、既存建築物の Z E B 化を図るため、宮崎市 Z E B 可能性調査事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和 5 0 年規則第 1 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）において使用する用語の例による。

2 前項のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象地域 本市が国交付要綱第 1 0 条の規定に基づき作成した地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）において、脱炭素先行地域づくり事業を実施する区域として定められた地域をいう。

(2) Z E B 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物をいう。（『N e a r l y Z E B』、『Z E B R e a d y』及び『Z E B O r i e n t e d』を含む。）

(3) Z E B プランナー 一般社団法人環境共創イニシアチブが運用する Z E B プランナー登録制度に基づき登録された者をいう。

(4) Z E B 簡易診断 対象建築物の Z E B 化に向けた詳細な可能性調査に先立ち、建築図面やエネルギー使用状況等に基づき、Z E B 化の実現可能性、想定される Z E B ランクの目安、及び概略の改修方向性等を簡易に評価・把握するための初期診断をいう。

(5) B E L S 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 対象地域内に所在する施設等の所有者

(2) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 本市の市税（個人にあっては、個人市民税及び個人事業主として課される市税を含む。）を滞納している者

(2) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者

(3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

（補助事業の要件等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 対象地域内に所在する施設等を対象とした調査であり、対象となる建築物は次の要件を全て満たす既存の建物であること。

ア 新耐震基準（昭和56年6月1日以降）を満たしていること。

イ 当該建物は本市が設置する宮崎市脱炭素先行地域ワーキンググループに登録している事業者によるZEB簡易診断を事前に受けており、当該診断においてZEB化の実現可能性があると評価を受けていること。

ウ ZEB可能性調査完了後、当該建物においてZEB化に向けた工事（BELSにおいて、第2条第2項第2号に規定するZEBの評価を取得するものに限る。）、又は「宮崎市脱炭素先行地域づくり事業補助金」を活用した事業に着手すること。ただし、やむを得ない事由により、これらの着手又は認証の取得が困難であると市長が認めた場合は、この限りではない。

(2) 契約の相手方の選定にあたっては、市と民間事業者等が連携しながら必要な取組みを具体的に推進するため、本市が設置する宮崎市脱炭素先行地域ワーキンググループに登録している事業者等かつZEBプランナーとして登録されている者に発注して実施するものであること。ただし、建物の管理規約等の規定により、ワーキンググループ登録事業者以外の者に調査を実施させることが不可避であると市長が認める場合はこの限りではない。

（補助金の額）

第5条 補助対象経費は、ZEB可能性調査に要する委託費（ZEBプランナーへのコンサルティング委託費、エネルギーシミュレーション作成費、図面作成費等）とし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

2 補助金額は、前項の額から国県その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額に、10分の10を乗じて得た額とする。

3 第2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 予算の範囲内において交付するものとし、予算を超過する場合は、補助金の額を減額又は交付しないことができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、調査対象施設等の所有権が複数人の共有に属するときは、共有者全員の協議により代表申請者を1名選任しなければならない。この場合において、代表申請者以外の共有者は、当該補助事業に関する一切の権限を代表申請者に委任し、又は同意するものとする。

3 申請者は、次条の規定による交付決定の通知を受けた後でなければ、補助事業に着手(補助事業に係る契約の締結又は調査の着手のいずれか早い方をいう。以下同じ。)してはならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から30日以内に、補助金交付申請取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業等の変更)

第9条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更承認申請書(様式第5号)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 交付決定額を変更しようとするとき。ただし、交付決定額から20%以内の減額については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合。ただし、交付決定通知日が属する年度の3月31日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前営業日。以下同じ。）までに次条に規定する実績報告書を提出できる場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、事業計画変更承認通知書（様式第6号）又は事業計画変更不承認通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は交付決定通知日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、やむを得ない理由によって、前項の期限までに提出することができない見込みとなった場合は、速やかに市長に報告のうえ、その指示に従わなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業の成果をこれに適合させるために必要な措置をとるべきことを当該補助対象者に対して指示することができる。

3 前項の規定による指示により必要な措置が講じられたと認めるときは、第1項の規定を適用する。

（補助金の交付等）

第12条 補助対象者は、前条第1項の規定による補助金交付確定通知書を受領した後、市長が別に定める日までに補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の額の再確定）

第13条 補助対象者は、第11条第1項の規定による補助金交付決定通知書の受領後、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金を既に交付しているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項に基づく補助金の返還については、次条第5項の規定を準用する。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) 第3条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は法令、条例、規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき

2 前項の規定は、補助事業について補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消をした場合は、補助金交付決定取消兼返還命令書(様式第11号)により補助対象者に通知するものとし、補助事業の当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助対象者にその返還を命ずるものとする。

4 市長は、前項の返還を命ずる場合、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第3項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、市長は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事情変更による交付決定の取消等)

第15条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りではない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の

いずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助対象者が補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合。ただし、補助対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。

(関係書類の保管)

第16条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(脱炭素先行地域づくり事業等に関する協力)

第17条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、次の各号に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 補助事業の成果に係る調査、データの提供その他本市の事業計画の推進及び検証のために市長が必要と認める事項
- (2) 本市が実施する補助事業の広報、イベントその他カーボンニュートラルの普及啓発に関する活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の事業計画の実現のために市長が必要と認める事項

(その他)

第18条 補助対象者は、この要綱に疑義が生じたとき、この要綱により難しい事由が生じたとき、あるいはこの要綱に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。